

第 2 号

令和 8 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算

令和 8 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,765,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 収 入		千円 35,765,386
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	56,790
	3 諸 収 入	2,401,793
	4 給 与 振 替 収 入	33,306,603
歳 入 合 計		35,765,386

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 費		千円 35,765,386
	1 用 度 管 理 費	2,458,783
	2 給 与 費	33,306,603
歳 出 合 計		35,765,386

第 3 号

令和 8 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,344,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,344,550
	1 繰 越 金	1,512,963
	2 諸 収 入	831,587
歳 入 合 計		2,344,550

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 2,344,550
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,344,550
歳 出 合 計		2,344,550

第 4 号

令和 8 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和 8 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ333,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都 市 用 水 水 源 費 負 担 金 収 入		千円 333,613
	1 繰 入 金	281,867
	2 諸 収 入	51,746
歳 入 合 計		333,613

歳 出

款	項	金 額
1 都 市 用 水 水 源 費 負 担 金		千円 333,613
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	78,027
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	27,183
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	228,403
歳 出 合 計		333,613

第 5 号

令和 8 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		千円 185,905
	1 繰 越 金	109,007
	2 諸 収 入	76,898
歳 入 合 計		185,905

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 185,905
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	185,905
歳 出	合 計	185,905

第 6 号

令和 8 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,290,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 収 入		千円 69,290,531
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	18,414,072
	2 国 庫 支 出 金	20,306,444
	3 前 期 高 齢 者 交 付 金	24,747,321
	4 共 同 事 業 交 付 金	201,619
	5 財 産 収 入	16,700
	6 繰 入 金	4,501,709

	7 繰越金	1,100,000
	8 諸収入	2,666
歳入合計		69,290,531

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 69,290,531
	1 国民健康保険事業費	69,266,165
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	24,366
歳出合計		69,290,531

第 7 号 令和 8 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ738,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 738,791
	1 繰 入 金	172
	2 諸 収 入	470,619
	3 県 債	268,000
歳 入 合 計		738,791

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 738,791
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	738,791
歳 出	合 計	738,791

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 268,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和 8 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,735千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 14,735
	1 繰 越 金	7,165
	2 諸 収 入	7,570
歳 入 合 計		14,735

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金		千円 14,735
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	14,735
歳 出 合 計		14,735

第 9 号

令和 8 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 78,351
	1 財 産 収 入	26,696
	2 繰 越 金	51,645
	3 諸 収 入	10
歳 入 合 計		78,351

歳 出

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費		千円 78,351
	1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費	78,351
歳 出 合 計		78,351

第 10 号

令和 8 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 182,471
	1 繰 入 金	967
	2 繰 越 金	171,487
	3 諸 収 入	10,017
歳 入 合 計		182,471

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金		千円 182,471
	1 農 林 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	182,471
歳 出 合 計		182,471

第 11 号

令和 8 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,719千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 収 入		千円 169,719
	1 財 産 収 入	97,315
	2 繰 入 金	64,128
	3 繰 越 金	6,776
	4 諸 収 入	1,500
歳 入 合 計		169,719

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費		千円 169,719
	1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費	169,719
歳 出 合 計		169,719

第 12 号

令和 8 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2, 218, 346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 用 地 公 共 用 地 取 得 事 業 収 入		千円 2, 218, 346
	1 財 産 収 入	824, 046
	2 繰 入 金	563, 800
	3 繰 越 金	30, 345
	4 諸 収 入	155

	5 県 債	800,000
歳 入	合 計	2,218,346

歳 出

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,218,346
	1 公用地公共用地取得事業費	2,142,824
	2 土地開発基金積立金	75,522
歳 出	合 計	2,218,346

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 800,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 13 号

令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,024,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 4,024,779
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,044,101
	2 国 庫 支 出 金	480,000

	3 財 産 収 入	76,780
	4 繰 越 金	9,383
	5 諸 収 入	108,515
	6 県 債	2,306,000
歳 入 合 計		4,024,779

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 4,024,779
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	3,531,076
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	184,500
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	304,905
	4 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	4,298
歳 出 合 計		4,024,779

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約	令 和 9 年 度	30,000千円
港湾荷役機械売買契約	自 令和9年度 至 令和10年度	150,000千円
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業業務委託契約	令 和 9 年 度	80,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,899,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	180,000			
徳島小松島港津田地区整備事業	227,000			
計	2,306,000			

第 14 号

令和 8 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和 8 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 184,861
	1 財 産 収 入	1,252
	2 繰 越 金	173,504
	3 諸 収 入	10,105
歳 入 合 計		184,861

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 184,861
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	184,861
歳 出 合 計		184,861

第 15 号

令和 8 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 99,931
	1 財 産 収 入	1,014
	2 諸 収 入	98,917
歳 入 合 計		99,931

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 99,931
	1 奨 学 金 貸 付 金	99,931
歳 出 合 計		99,931

第 16 号

令和 8 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 8 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,455,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 1,455,605
	1 証 紙 収 入	812,301
	2 繰 越 金	643,304
歳 入 合 計		1,455,605

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 1,455,605
	1 他 会 計 繰 出 金	1,455,605
歳 出 合 計		1,455,605

第 17 号

令和 8 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 8 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,624,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 97,624,000
	1 繰 入 金	64,592,000
	2 県 債	33,032,000
歳 入 合 計		97,624,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 97,624,000
	1 公 債 費	97,624,000
歳 出 合 計		97,624,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 33,032,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5 %以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。